

全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成 23 年度臨時広域連合長会議 会議録

平成 23 年 11 月 17 日 (木) 15:30~16:15

全国都市会館 3 階 「第 1 会議室」

発言者	発言内容
司会	<p>【開始前 15 時 28 分】</p> <p>まもなく開会でございます。ここで皆様をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。</p>
司会	<p>【開始 15 時 30 分】</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>私は、本日の司会を務めます、佐賀県後期高齢者医療広域連合の業務課長の古川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいまから「全国後期高齢者医療広域連合協議会平成 23 年度臨時広域連合長会議」を開会いたします。はじめに、横尾俊彦協議会会長が、御挨拶を申し上げます。</p>
横尾会長	<p>本日は、御出席の皆様方におかれましてはいろいろな会議の後に、大変貴重な時間をいただき、更に御参加いただいていることに心から御礼申し上げます。また、各連合の皆様におかれましては、代理の方を含めて御多忙の中の御参加、本当にありがとうございます。今、御紹介がありましたように臨時連合長会議ということで、国へきちんとした要望をすべく会議を開催させていただきたいと思っております。</p> <p>また、今日は御来賓に副大臣をお願いし、調整等も図っておりましたが国会の急な動き等がございまして、御同席かなわずとなりましたが、同じく来賓として御招待していただきました厚生労働省外口局長様、そして担当をされます横幕課長様ほか、御参加いただいていることに心から御礼申し上げます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>この協議会は既に御案内のとおり平成 21 年 6 月に設置をしたものでございます。後期高齢者医療制度がスタートして、それぞれに改善、改革の提案をするという思いがあったものの、それではなかなか力にならない。各ブロック単位でやろうかということもございましたし、「いやそれよりも全国協議会をつくって、きちんと政府に対して政策提案とかを要望した方がいいだろう」という趣旨でできたのが本元の流れでございます。後期高齢者医療制度の問題点、改善点、あるいはこれからの新しい制度に向けて改革する流れに向けて「現場からきちんとした提案をしていこう」という趣旨でございますので、よろしく願いしたいと思っております。</p> <p>さて、その制度でございますが、御案内のとおり、現行制度は民主党政権では廃止されるということで方向性を決めておられまして、廃止後の新たな制度につきましては、先に設けられました高齢者医療制度改革会議、私も一員として参加をさせていただきましたが、ここにおいて新たな高齢者医療制度についての議論が重ねられ、昨年末に「最終とりまとめ」がまとめられたところであります。その後の状況ですが、まずは 3 月 11 日に東日本大震災が発生いたしましていろいろ政府でも御対応に繁忙を極めておられます。また加えまして、その議論の中でもございましたが、全国知事会におかれましては、なかなか財政出動がはっきりしない中では完全に「都道府県がやる」とは言いきれない部分があるという御意見が非常に重なりまして、その後の経過となったわけでございますが、現状からみますと、しばらくの間は「やや足踏み状態」というふうに映っているところであります。</p> <p>国におかれましては、新制度の構築ということを目指されて、来年の通常国会に関連法案を提出するという方針の下に取り組みされているように伺っておりますが、最近の報道を見ますと、現行制度の見直しも含めまして、様々な検討がなされているようでございます。今後の動向には我々も、また、多くの方々も注視をされるところでございます。</p> <p>このような中、現行の制度が継続される場合には、被保険者の皆さんが安心して医療を受けることができるように、広域連合の安定した運営ということも一方では</p>

発言者	発言内容
	<p>しっかりとやっていかなければならないと思っております。</p> <p>まして今年、平成 24・25 年度の保険料率算定の年という重要な年にも重なっております。現在は、まだ試算の段階ということでございますが、医療費が年々増大している傾向にある中から、剰余金の活用や財政安定化基金の活用によって現在保険料を低減に抑えているわけでございますけれども、全国的にみますと、そのようなものの変化も有り得まじょうし、今後の保険料については増加する見込みというのが大方の分析ではないだろうかと認識をしているところであります。年金を含めまして所得が伸び悩んでいる中であって、被保険者の皆さんの負担が重くならないように、できる限り手を尽くす必要があると思っておりますが、広域連合の財源ということにも限りがございますので、やはりここは国の財政支援というものが、また、重要となってくると思っております。</p> <p>そのためにも、この協議会が行っております要望活動において、国に対して的確に現場の声をお届けをするとともに、その重要性等についても提案をしていかなばと思っております。</p> <p>本日は、現行の制度及び新しく創設される方向であります制度の検討に対しての要望について皆様に御審議をいただきまして、この後、要望書を御来賓として同席いただいております外口局長様へ手交、手渡しをさせていただき予定といたしております。</p> <p>限られた時間ではございますが、本日御出席の皆様にご協力をお願い申し上げ、冒頭の御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。</p> <p>最後までよろしくお願ひいたします。</p>
司会	<p>次に、本日、御臨席を賜りました御来賓を御紹介いたします。</p> <p>厚生労働省保険局外口崇局長でございます。</p>
	<p style="text-align: center;">【拍手多数】</p> <p>ここで、御来賓の外口崇様から御挨拶を賜りたいと存じます。</p> <p>本日は辻副大臣が出席する予定でございましたけれども、ちょうどこの時間に国会の審議と重なってしまいまして、どうしても出席ができませんので、私、保険局長の外口でございますけれども、広域連合長会議の開催に当たりまして代わりに一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>広域連合協議会におかれましては、日ごろから後期高齢者医療制度の運営に大変御尽力いただいております。改めて厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、先ほど会長さんの方からもお話がありましたけれども、高齢者医療制度の見直しにつきましては、御存知のように厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において一年余りにわたり横尾会長をはじめ各委員の方々に精力的に御議論をいただきまして、昨年 12 月に最終的な取りまとめが行われたところであります。この取りまとめに対しては、関係団体から様々な御意見をいただいております。</p> <p>「社会保障・税一体改革成案」におきましても高齢者医療制度の見直しが盛り込まれております。社会保障審議会等で関係者の皆様の御意見をよくお聞きしながら、「社会保障・税一体改革成案」の 2012 年以降速やかに法案提出との工程に従いまして更なる検討調整を進めていく予定でございます。</p> <p>いずれにいたしましても、現場を預かっていただいております皆様方と考え方を一つにして、一致協力して取り組んでいきたいと考えております。今後とも何とぞ御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日は現場からの貴重な御要望を頂く予定でございます。この要望書につきましては近日中に私どもの考え方を文書にてお答えさせていただきたいと思っております。</p> <p>最後になりましたけれども、お集まりの皆様の活発な御議論をお願い申し上げ、</p>

全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成 23 年度臨時広域連合長会議 会議録
 平成 23 年 11 月 17 日 (木) 15:30~16:15
 全国都市会館 3 階 「第 1 会議室」

発言者	発言内容
司会	<p>開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">【拍手多数】</p> <p>外口崇様ありがとうございました。 本日は、厚生労働省保険局高齢者医療課からも御出席いただいております。ここで御紹介させていただきます。 厚生労働省保険局高齢者医療課の横幕章人課長でございます。</p>
横幕課長	<p>横幕でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【拍手多数】</p>
司会	<p>それでは、これから議事に入らせていただきますが、広域連合長会議の議長は、協議会規約第 8 条第 2 項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、横尾会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
横尾会長	<p>それでは、規約に従って、進行役を務めますので御協力よろしくお願い申し上げます。早速議事に入りたいと思います。お手元の資料に準じて進めさせていただきます。なお、御発言される場合には、本日は記録を取らせていただいておりますので、御発言の際は、最初に都道府県名をおっしゃっていただいておりますので、御発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事「要望書（案）について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。佐賀県の事務局長の馬場と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。会議資料の 2 ページをお願いいたします。</p> <p>本要望書案につきましては、去る 11 月 7 日に東京区政会館におきまして第 2 回幹事会を開催し御審議をいただきまして、その後ブロックの幹事会を通じまして全国 47 の広域連合へ最終意見を求め最終調整を行ったものでございます。</p> <p>件数でございますが、重点要望が現行制度に関する事項 5 件、新制度に関する事項が 4 件。それから一般的要望が現行制度に関する事項が 13 件、新制度に関する事項が 2 件となっております。それでは、資料の 2 ページをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">後期高齢者医療制度に関する要望書 （案） 平成 23 年 11 月 17 日 全国後期高齢者医療広域連合協議会</p> <p>後期高齢者医療制度については、高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」を踏まえ、新たな制度の創設に向けて、関連法案を来年の通常国会に提出するために検討されているところである。</p> <p>しかしながら、現政権において、新たな高齢者医療制度への移行方針や時期が明確に示されず、依然先行き不透明な状況が続いている。</p> <p>このような中、現行制度が継続される間は、安定した運営を続けていくことが責務であり、現行制度で改善が必要な事項に対しては、早急な対応が必要である。</p> <p>また、新制度の創設に当たっては、被保険者等に不安や混乱を与えることなく、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となることを望むものである。</p> <p>現行制度の円滑な運営と新制度の創設に向け、国は、下記に掲げる事項について、</p>

発言者	発言内容
	<p>特段の配慮をされるよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">後期高齢者医療制度に関する重点要望</p> <p>1 現行制度に関する重点要望事項</p> <p>(1) 平成 24・25 年度保険料率改定について</p> <p>① 現在、国から示されている保険料増額に対する対応に加え、更なる制度改正等、被保険者の負担軽減のための必要な措置を講ずること。 また、現行制度が続く限り保険料軽減措置を継続し、その財源は全額国において負担すること。</p> <p>② 保険料の大幅な上昇を抑制するために、財政安定化基金拠出額を積み増す場合は、必要とする国の負担を必ず行うこと。 また、都道府県負担分についても、拠出額の積み増しを行いやすいよう、拠出する全額を地方交付税の対象とするとともに、国から都道府県に対し積み増しの要請を行うこと。</p> <p>③ 保険料率の大幅な上昇を抑制し、中間所得層の保険料負担の引上げを緩和するため、必要な賦課限度額の引上げを行うこと。</p> <p>(2) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し改善すること。</p> <p>(3) あん摩・マッサージ・指圧師及び鍼灸師について</p> <p>① 国及び都道府県に指導・監査権限を付与し、保険者に対しても柔道整復師も含め一定の権限を早急に付与すること。</p> <p>② 近年、大幅に増加している往療料について、国において実態を把握するとともに、支給要件を改善すること。</p> <p>③ 療養費支給申請書（代理受領レセプト）様式について、早期に全国統一化を図ること。</p> <p>(4) 電算処理システムについて</p> <p>① 標準システム改修及び機器更改について、国としての対応方針を早期に示すとともに、平成 25 年 4 月の移行に支障をきたさないよう十分な準備期間を確保すること。 また、必要な経費は市区町村を含め国において負担し、広域連合に一括して交付すること。</p> <p>② 標準システムには、未だ早期に改善が必要な事項がみられることから、次期改修においては安定的に運用できるシステムを構築すること。</p> <p>(5) 東日本大震災について</p> <p>① 東日本大震災で被災した被保険者への、一部負担金免除及び保険料減免措置を平成 24 年度以降も継続し、国による財政措置を講ずること。 また、特定被災区域等に住所があった者以外についても、被災状況等を踏まえた措置を講ずること。</p> <p>② 平成 24・25 年度保険料率改定において、東日本大震災による被災地の厳しい経済状況を鑑み、被保険者の保険料負担を抑制（軽減）するため、新たな財政措置又は制度上の措置を講ずること。</p> <p>③ 東日本大震災により増加した葬祭費について、国による財政措置を講ずること。</p> <p>2 新制度に関する重点要望事項</p> <p>(1) 新制度の構築について</p> <p>① 新制度の構築に当たっては、現行制度施行時の混乱を教訓とし、国民に制度改正の理念及び意義の周知を徹底するため、十分な検討及び周知期間を確保の上、持続可能で、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずること。</p> <p>② 制度移行に係る業務処理に支障が生じないよう、東日本大震災の影響を</p>

発言者	発言内容
	<p>勘案した上で、新制度への移行時期及び移行スケジュールについて早急に提示すること。</p> <p>③ 制度移行に必要とされる財源は国において確保すること。</p> <p>(2) 今後、医療費負担の増大が見込まれる中、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、財政予測を十分に行い、世代間及び保険者間の負担調整並びに被保険者の負担軽減への財源として国費を拡充するとともに、現在の保険料軽減率を法定化すること。</p> <p>仮に、負担増となる見直しを行う場合においては、国民的合意を得ること。</p> <p>(3) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し改善すること。</p> <p>(4) 電算処理システムの構築について</p> <p>① 現行システムからの移行内容、手順及びスケジュールを早期に明らかにし、事務処理体制及び電算処理システムを完全に整えることが可能な準備期間を確保するなど、スムーズな移行が可能となるよう配慮すること。</p> <p>② 多額の費用をかけて構築した後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市区町村システムなどの情報資産を可能な限り活用するとともに、新たに生じるシステム関係経費及びデータ移行に要する経費については、市区町村システムを含め国の責任において全額措置すること。</p> <p style="text-align: center;">後期高齢者医療制度に関する要望</p> <p>1 現行制度に関する要望事項</p> <p>(1) 国庫負担金、調整交付金、国庫補助金等の交付については、年間交付計画を明確にするとともに、保険者の支払計画に支障のないよう速やかに交付すること。</p> <p>また、被保険者の負担割合に影響が及ばないよう、国においては療養給付に対する定率交付は 1 2 分の 4 を確保し、広域連合間の所得格差を調整する調整交付金は、保険料率算定時より所得係数が上昇した場合でも財源不足により制度運営が困難とならないよう、国において別枠で確保すること。</p> <p>(2) 平成 24 年度の診療報酬改定については、現在の社会情勢を十分に考慮し、被保険者の理解を得られるよう配慮すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度臨時特例基金について、同管理運営要領において記載のない用途間の流用についても認めること。</p> <p>(4) 保険者機能強化事業の保険料収納対策等に係る補助事業の実績の迅速な情報提供を行うとともに、同事業の補助を今後も継続すること。</p> <p>(5) 保健事業について</p> <p>① 健康診査事業の補助基準単価を診療報酬に即した額に増額するとともに、詳細項目（追加項目）についても同事業の対象とすること。</p> <p>なお健康診査については、「努力義務」から「実施義務」に見直し、国・都道府県・市区町村の費用負担の法制化を図ること。</p> <p>② 長寿・健康増進事業について、交付基準額の上限を見直すこと。</p> <p>(6) 日本年金機構が発行する 8 月分の年金振込通知書について、8 月の仮徴収額と同額を 10 月以降の引き去り額として通知することは、被保険者の混乱を招くことから、年金振込通知書への記載を中止すること。</p> <p>(7) 特定疾病療養受療証の新規認定に当たり、月末診療開始者は極端に申請期間が短くなることから発効期日は申請月の 1 日ではなく、一定期間内の申請の場合は、診療開始月の 1 日からとすること。</p> <p>(8) 基準収入額適用申請について、公簿等により収入額が確認できる場合は、職権による適用ができるものとする。</p> <p>(9) 自己負担割合について、従来の 1 割及び 3 割に加え、新たに 2 割を追加する旨検討すること。</p> <p>(10) 高額介護合算療養費制度については、従来からの要望に対する回答を踏まえ、</p>

発言者	発言内容
	<p>保険者等の現場の意見を聞き、早急に制度の見直しを行うこと。 また、見直しに当たっては、より簡潔で公平な負担軽減策とすること。</p> <p>(11) 高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条第 3 項に規定する医療機関等の不正請求による返還金及び加算金について、地方税法の滞納処分等の例によることを可能にし、保険者が確実に回収できることとすること。</p> <p>(12) 高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」に盛り込まれた、次の 2 点について、新たな制度に先行して実施すること。</p> <p>① 現行制度においては、「現役世代人口の減少」による現役世代の保険料増加分を 75 歳以上の高齢者と現役世代で折半し、高齢者の保険料の負担割合を段階的に引き上げる仕組みとなっているが、これを高齢者と現役世代の保険料規模に応じて分担する仕組みに改めること。</p> <p>② 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費に公費負担を導入することにより現役世代からの支援金の負担軽減を図ること。</p> <p>(13) 広域連合標準システム研究会を定期的に開催し、同システムの改善を進めること。</p> <p>2 新制度に関する要望事項</p> <p>(1) 新制度の運営主体は高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」のとおり都道府県とし、都道府県及び市区町村の役割分担を明確化するとともに、全年齢の都道府県単位化への道筋を示すこと。</p> <p>(2) 自己負担限度額の区分判定を分かりやすい判定基準とすること。</p> <p>平成 23 年 11 月 17 日 厚生労働大臣 小宮山 洋子 様</p> <p style="text-align: right;">全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長 横尾俊彦</p> <p>以上でございます。</p>
横尾会長	<p>はい。ありがとうございました。 ただいまの説明、読み上げにつきまして御意見、御質問があったらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」との声あり】</p>
横尾会長	<p>ないようでございますので、要望書案につきましては原案のとおり採択することに意義ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【拍手多数】</p>
横尾会長	<p>ありがとうございます。 御意義ないようでございますので、原案のとおり採択をいたします。 それでは、以上をもちまして、すべての本日の議事につきましては終了いたしますので、皆様の御協力のお陰をもちまして滞りなく無事終了することができました。 御礼を申し上げます。</p>
司会	<p>横尾会長ありがとうございました。 それでは、ただいまから、先ほど採択されました要望書を手交させていただきます。 本日、御臨席いただいております、外口局長へ横尾会長がお渡しいたします。 外口局長、大変恐れいたしますが、前へお進みいただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【要望書手交】</p>

全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成 23 年度臨時広域連合長会議 会議録

平成 23 年 11 月 17 日 (木) 15:30~16:15

全国都市会館 3 階 「第 1 会議室」

発言者	発言内容
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、ここで、本日、厚生労働省からお見えでございますので、意見交換の時間を設けております。広域連合長の皆様から何か御意見などはございませんか。</p> <p>福島県広域連合様</p>
古川 副広域連合長 (川俣町長)	<p>福島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長をしております古川と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>東日本大震災での宮城、岩手、福島を中心とした甚大な被害、また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う本県の放射性被害については御承知のことと存じます。それに関して発言をさせていただきます。</p> <p>現在、被災地の市町村では復興・復旧に懸命に努力をしているところでございます。また、被災地を抱える広域連合におきましても被保険者に対する一部負担金の免除や保険料の減免手続き、更には一部負担金の還付手続きなど膨大な事務処理に追われている現状でございます。</p> <p>国におかれましては、この間、一部負担金免除の全国の医療機関等への周知や免除財源の補てん措置をとっていただくなど、御支援、御協力をいただきましたことに対し、まずは御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>また、全国の各広域連合さんにおかれましても、全国各地に避難している本県の被保険者に御支援をいただくなど、大変お世話になっておりますことに、この場をお借りいたしまして、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございます。</p> <p>さて、御承知のとおり標準システムの運営経費など広域連合の運営経費の一部は管内の構成市町村に負担いただいております。被災地の市町村は多額の復興費用や税収の落ち込みなどにより極めて厳しい財政運営を強いられております。つきましては、先ほどの要望書にも要望事項として記載しておりますが、被災した被保険者に対する平成 24 年度以降の一部負担金免除や保険料減免措置及びそれに対する国の財政措置については真摯に御検討いただくとともに、今後の標準システムの改修や機器更改においても、その必要経費は国においてしっかりと御負担いただきたいと思います。</p> <p>被災地を抱える広域連合の立場といたしましては、被災された被保険者や市町村に財政負担を求めることは、とても忍びないものがございます。どうか、被災地の現状を踏まえ、国においてしっかりと財政措置を講じていただくよう切にお願い申し上げます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
司会	<p>ただいまの御意見に関しまして、いかがでございましょうか。</p>
外口局長	<p>東日本大震災で大変な被害を受けられたわけですがけれども、そういった中で、広域連合、医療関係者の方が現地で大変頑張っていただいております。また、一部負担金等の事務処理も大変な作業、大変厳しい環境の中でやっていただいているわけでございますけれども、これらにつきましては私どもも、ずっと現地からいろいろなお話を伺いながら対応をしてきたわけでございます。</p> <p>今御要望のありました、平成 24 年度以降の国による財政支援について、これも被災地の状況をよく拝見させていただきながら、予算編成関連において財政当局と協議をして、検討をしていきたいと思っております。</p>
横幕課長	<p>補足をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>今、システムの方のお話もありましたので、それに関して捕捉させていただきます。後期高齢者医療制度のシステムについて大きく二つ、ソフトとハードということですが、ソフトの方については国が国保中央会さんと一緒につくって、それでお願いしています。それから、ハードについては国の方では地財措置という形で</p>

発言者	発言内容
	<p>財政措置をとらせていただいて市町村の方に手当をさせていただいていると、こういった形になっています。</p> <p>それで、更改の時期を迎えようとしておりますので、更改に向けて今申し上げた二つのルートで対応させていただきたいというふうに思っておりますけれども、これに関しては「システム研究会」という場を用意しております。そこにブロックごとの広域連合さんにも御参加いただいて逐次御意見を伺い、また、こちらから検討状況を御連絡しつつ進めておりますので、そういったかたちで引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思っております。</p>
司会	<p>よろしゅうございますでしょうか。</p>
古川 副広域連合長 (川俣町長)	<p>国の方も大変厳しい状況かと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、原発事故によりまして避難している市町村の皆さん方が、全国の方で本当にお世話になっております。御存知のとおり中間貯蔵庫につきましては福島県内に作ってくれというような国の指針が示されたわけでありまして、3年以内だということではありますが、まだ具体的な面は出ておりません。</p> <p>また、県内においてはそれぞれの放射性物質の除染活動をされておりますけれども、仮置き場の問題も含めてなかなか進まないのが現状であります。加えて、国の方でも最終処分についてはまったく見通しが立っていない状況であるわけでありまして。そんな中であっても、とにかく住民の皆さんの命と健康を守るということを最大の目標にして、それぞれの市町村が一生懸命対策に取り組んでいるところでございます。</p> <p>仮設住宅、あるいは買い上げ住宅、アパート等で全国の市町村の皆さん方にお世話になっているわけでありまして、それぞれ「帰る」又は「帰るための準備」ということの話も出されているんですが、その状況についてもそれぞれ目標を持って収束に向けた取組みをされておりますが、予定どおり進んでいるというような中にあるんですが、しかし、一方では放射性物質に汚染された土地の除染がまったく進まないわけでありまして、そういった面での住民の皆さん方の不安が本当に積もっているのが現状であります。</p> <p>いろいろと風評被害又は実質的には米の被害、今日も新聞で報道されております。福島県ではそれぞれ調査をして「大丈夫」というようなことでの判断の下に出荷体制に入ったわけでありまして、福島市の一部の地域の一枚の田んぼでありますけれども、私どもの町の隣なんでありまして、そこから基準値を越す値が出たということになりまして、再度検査するということでもありますけれども、水田の方は粘土質の田んぼでありますからセシウム等については粘土質にべったりと張り付いてはがれない性質を持っているそうでありまして。ですから、田んぼの方も以前にも線量調査をいたしまして5,000ベクレル未満は作付けしていいというようなことになったわけなんです。ということは5,000ベクレルで、米の暫定値は500ベクレルでありますからそれ未満であれば食べていいという国の方の指針も示されておりましたので、1/10が米の方に移行するんじゃないかという判断で5,000ベクレル未満は大丈夫じゃないかということで作付けをして、その後モニタリングをしながら玄米の調査をしたわけでありまして、その結果、作ったところについては全部いわゆる基準値内というふうなことで「放射性物質は検出されない」となったわけでありまして。</p> <p>ですが今回、そのようなものが出たということは、恐らく砂地のところで土質が違うところじゃないかということが言われておりますが、早急に県の方でも、農林水産省と一緒に調査をして全国の国民の皆さんに「福島の米については、こういうことですよ」ということを説明しながら県内の米を何とか守る対策を取っていきたい。また、生産農家の皆さんの不安を払拭して農業振興のためにマイナスにならないようにやっつけようということで、今取り組んでいるところでございますので、いろいろな面で全国の皆さん方にも心配を掛けたり、時には不信の念を抱か</p>

発言者	発言内容
	<p>せたりしているわけでありませけれども、それぞれそういったことを払拭するために本当に県を挙げて、それぞれ各自治体を挙げて取り組んでおりますので、今後とも一層の御支援、そして御理解を賜りたくお願い申し上げる次第でございます。本当に後期高齢者医療制度を通じて、また、国保もそうですけれども全国に散らばっている皆さん方はまだまだ戻れない環境でありますので、面倒を掛けることもあると思っております。どうぞ、それについても御理解を賜りながら御支援を賜りたくお願い申し上げます。日ごろお世話になっておりますことに、この場から福島を代表して御礼と感謝を申し上げさせていただきます。</p> <p>どうか、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
司会	<p>それでは、ほかに御意見はございますでしょうか。</p> <p>京都府広域連合様</p>
久嶋 広域連合長 (向日市長)	<p>京都府の広域連合長の久嶋でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>現行の後期高齢者医療制度、国のほうでは「制度廃止する」、政府のほうでも「廃止する」と言っておられますけど、現行の電算処理システム、現行でのソフトの更新を行おうとしておられます。そして、今、現実には方針と私は実態が合っていないと思っております。また、システム機器更新を予算化する場合、単にリースの耐用年数がきているという理由だけでは、議会に対して私ども説明責任が果たせません。是非、国におかれましては、現行の後期高齢者医療制度、この先どうするかという明快な方針をお示ししていただきたいと思っております。そして、その上で必要な経費については国のほうでしっかりと財政措置をお願いしたいと思っております。現場を預かっておられる連合長は皆さんそういう御意見だと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>ただ今の御意見に関しまして、いかがでございましょうか。</p>
外口局長	<p>現在の見直しの状況でございますけれども、冒頭御挨拶で申し上げましたように、現在社会保障審議会の中、また、関係の地方団体の協議の中で、いろいろよく御意見をお聞きしながら、一体改革成案の工程にしたがって、さらなる検討、調整を進めていくという段階でございます。</p> <p>また、状況の進展によりましては出来るだけ、皆様方のいろいろな問い合わせを受けておりますので、進捗状況はお知らせをしていきたいと思っております。</p>
司会	<p>よろしゅうございますでしょうか。</p>
横幕課長	<p>また、ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>制度そのものの在り方については、今の御説明のとおりで、先ほどの御意見にはシステムとかの関係でということございましたので、システムのほうについて補足をさせていただくと、いずれにしてもですね、制度の在り方について方針決めてから、実施までには少なくとも 2 年ぐらいはかかるということがございます。それから、その後の切替期間については、新しい制度に移った後も、現行制度、一定期間は対応できるようにしておく必要があるだろうというふうに考えておりますので、当面制度に関する在り方がどういうふうになるとしても、現行制度に対応できるシステムを一定期間運用できるようにしておく必要はあろうというふうに思っておりますので、先ほどちょっと申し上げましたが、その中で更新の、更改の期限を迎えておりますので、どういった在り方になるとしても、最小限安定した運営を確保するために必要な措置というのは、システムの面でもとっていく必要があるというふうに思っておりますので、具体的な措置も含めて対応していきたいと。それについては先ほど申した検討会を通じて御意見を伺いながら進めていきたいというふうに思っております。</p>

全国後期高齢者医療広域連合協議会 平成 23 年度臨時広域連合長会議 会議録
 平成 23 年 11 月 17 日 (木) 15:30~16:15
 全国都市会館 3 階 「第 1 会議室」

発言者	発言内容
司会	よろしゅうございますでしょうか。
久嶋 広域連合長 司会	財政的な措置をしっかりとさせていただきますようお願いいたします。 ほかに御意見はございますか。
横尾会長	<p>ちょっとよろしいですか。</p> <p>本来だったら、私は是非政務三役のどなたかに来て欲しかったのです。理由は今まさにおっしゃったことが典型的なことでございまして、システムについてはいろいろとトラブルがありながら克服して現場が頑張り、そして制度がやっと落ち着いてきた。これを軽々に変えると莫大な費用が掛かるわけです。手間も掛かります。事務量も大変です。「そのことを重々分かった上でギアチェンジをしていかないと大変ですよ」ということは前々から我々としては問題提起しておりますので、是非そういった趣旨を政務三役の方にお伝えいただきまして、方針の決定も急がなければなりません、システムということが大きな仕事量とも係ることは熟知されていると思いますので、しっかりとお伝えいただきたいと思います。</p> <p>どうも、最近の風潮は「政治が決めるので、行政はあまり口を出すな」ということかもしれませんが、我々首長として感じているのは、行政がしっかりしているからこそ我々がこうやって出張しても市役所は大丈夫なわけでございます。そういった意味では、官僚の皆さんが日々働いておられる貢献度は大きいと思います。是非そのことに誇りを持っていただいて問題提起もしていただきたいし、声が届かないのなら我々も必要なことは一緒に声を上げて改革もしていきたいし、そのことが被保険者の方や国民の皆さんの安心につながると思っておりますので、どうぞよろしく願います。</p>
司会	<p>ほかに御意見はございますでしょうか。</p> <p>それでは、御意見が出尽くしたようでございますので、ここで厚生労働省との意見交換を終了させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、全国後期高齢者医療広域連合協議会、平成 23 年度臨時広域連合長会議を閉会いたします。</p> <p>本日は、長時間にわたりお疲れ様でございました。</p>